

2.2.2 流域対策の行動計画

(1) 流域対策の基本的な考え方

【目標】

世田谷区内全域において、時間 5 ミリ降雨相当（世田谷区全域で約 40 万 m^3 ）の流出抑制を目指す。（これまでの実績等を勘案した行動計画の見直しにより、40 万 m^3 を行動目標とする。）

【取組内容等】

- ①雨水貯留浸透施設の設置において、新技術の導入を図る。
- ②国、都、公共公益機関等における雨水貯留浸透施設の設置を推進する。
- ③流域対策を進めていくためには、多大な時間と費用を要することから、国や都に対して、流域対策における補助事業の拡充や創設について要請する。
- ④雨水貯留浸透施設の計画的な設置を推進する。
- ⑤雨水貯留浸透施設の能力を確保するために、適切な維持管理に努める。
- ⑥雨水貯留浸透施設の設置促進を図るため、区民や事業者等に P R を実施する。
- ⑦関連自治体における流域対策の促進を図るため、区の「基本方針」や「行動計画」を周知し、協力を要請する。
- ⑧流域対策について、区職員の意識や技術力の向上を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①雨水貯留浸透施設の新工法・新材料の調査・研究の実施並びに利用を促進・推進する。
- ①流域対策を促進するため、地下貯留浸透施設等の新工法・新技術を積極的に採用する。
- ②国、都、公共公益機関等に対して「基本方針」や「行動計画」を十分説明し、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ③都へ雨水貯留浸透施設設置に関する補助の拡充や新たな補助制度の創設を要請する。
- ④雨水貯留浸透施設の設置実績等を管理・公表する。
- ⑤区が管理する雨水貯留浸透施設について、点検・清掃等の適切な維持管理を実施する。
- ⑤民間で設置した雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理を促進する。
- ⑥国、都、公共公益機関及び民間の管理者へ雨水貯留浸透施設の点検・清掃等の適切な維持管理を要請する。
- ⑥雨水貯留浸透施設の設置促進を図るためのチラシ・パンフレット等を作成する。
- ⑥区のホームページや浸水被害が多い箇所への個別訪問などにより、流域対策の P R を実施する。
- ⑦河川流域の関連市町村で構成する協議会等で区の「基本方針」や「行動計画」を周知し、協力を要請する。
- ⑧区職員を対象とした流域対策についての研修を実施する。

(2) 区管理施設における流域対策の強化

1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 15,100 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①教育施設の新築、改築及び雨水排水系統の大規模改修時^{※1}には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①「新たな学校施設整備基本方針」に基づく教育施設の改築時には、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①グラウンドの改修や雨水排水系統の大規模改修時には、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①教育施設の新築、改築時には、校舎や体育館の屋根雨水の地下ピットへの貯留等についても検討する。
- ①雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討する。
- ①教育施設の新築、改築時には、屋上緑化についても検討する。

※1 雨水排水系統の大規模改修:豪雨対策に有効な雨水排水系統施設の大規模な改修を行う場合をいい、屋根の雨どいの改修等の軽微な改修は含まない。

2) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 8,000 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①敷地面積 3,000m²以上の公園の新設、改修及び排水系統の改修時には、単位対策量 1,000 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。
- ②敷地面積 3,000m²未満の公園・広場等の新設、改修及び排水系統の改修時には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①②「みどりとみずの行動計画」に基づく新たな公園整備時には、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①②公園・広場等の新設、改修時には、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①②公園・広場等について、遊水地としての活用も検討する。
- ①②雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討する。
- ②既存の公園については、部分的な補修においても極力流域対策を実施する。

3) 事業所、住宅等^{※1}における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 1,500 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①事業所、住宅等の新築、改築時には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①事業所・住宅等の新築、改築時には、屋上緑化について検討する。
- ①区民や事業者等へのPRをかねて、雨水タンクを設置する。

※1 事業所、住宅等：区が管理する庁舎、総合支所、保育園、地区会館、土木事務所、区営住宅等

4) 道路における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 21,300 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①道路の新設、改修時には、単位対策量 400 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区が施工する道路新設工事、道路改良工事及び道路維持工事にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進する。
- ①地下埋設物（上下水道、ガス、電気等）の新設や改修時にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進する。
- ①下水道管の改築・更新、下水道雨水管の整備及び暫定分流解消工事等にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進する。
- ①雨水貯留工法等による新工法を積極的に採用する。
- ①世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、単位対策量を従来の 300 m³/ha から 400 m³/ha に引き上げて流域対策を実施する。

(3) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

1) 国、都の管理施設における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 11,400 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①国、都の管理施設の新築、増改築及び排水系統の改修時には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ②国、都の管理道路の新設、改修時には、単位対策量 300 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①②国、都が管理する教育施設の新築、増改築時及びグラウンドの改修時には、雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ①②国、都が管理する教育施設の新築、改築時には、屋上緑化を要請する。
- ①②都が管理する公園の改修時には、雨水貯留浸透施設の設置や遊水地としての活用を要請する。
- ①②国道や都道の新設、改修時には、雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ①②雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請する。
- ①②都が管理する大規模な公園・広場等における流域対策の実施を要請する。
- ①②国道、都道において、単位対策量を引き上げた流域対策の実施を要請する。

2) 公共公益機関^{※1}の管理施設における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 900 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①公共公益機関の管理施設の新築、増改築時には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ②施設を区へ移管する場合において、移管前に雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①公共公益施設の新築、改築時には、屋上緑化を要請する。
- ①雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請する。
- ②都営住宅等を区へ移管する場合には、耐震診断と合わせて雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

※1 公共公益機関：東京都住宅供給公社、都市再生機構、NTT 東日本電信電話(株)、東京電力(株)、東京ガス(株)、日本放送協会(NHK)等

3) 鉄道事業者及び高速道路事業者の管理施設における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 1,800 m³の流域対策の実施を目指す。

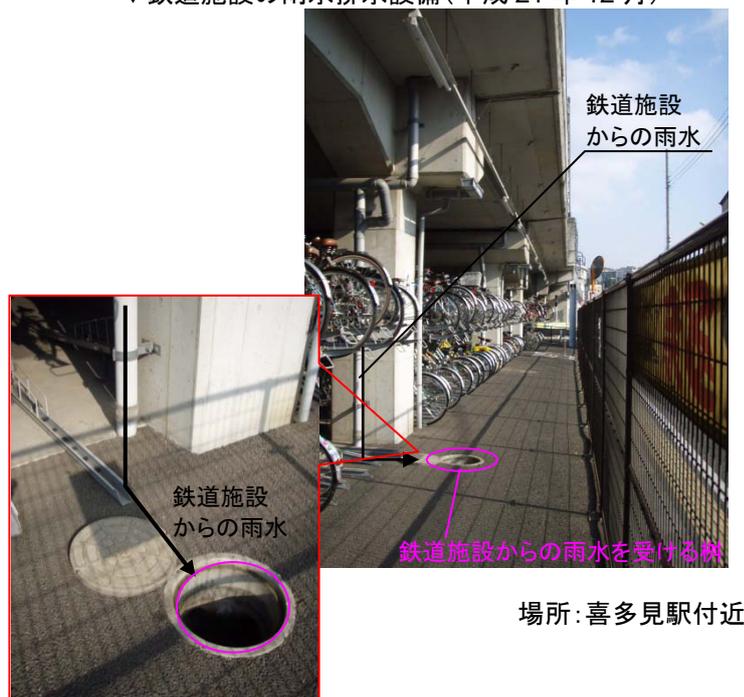
【取組内容等】

- ①鉄道事業者及び高速道路事業者の管理施設において、単位対策量 300 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ②「基本方針」において、鉄道事業者及び高速道路事業者に対する雨水貯留浸透施設の設置を新たに加えたことから、鉄道事業者及び高速道路事業者に「行動計画」の内容を周知し、協力を要請する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①鉄道や高速道路の地下空間を利用した雨水貯留浸透施設の設置について検討を要請する。
- ①区内の鉄道事業者、高速道路事業者及び関連部署への流域対策実施を要請する。
- ①京王電鉄京王線や小田急電鉄小田急線の下北沢工区において、駅や関連施設（上部利用）等の整備時における流域対策の実施を要請する。
- ①外環中央 J C T 及び外環東名 J C T の区域（周辺含む）及びに首都高速 3 号渋谷線（三軒茶屋交差点~池尻大橋）において、建設や改修時における流域対策の実施を要請する。
- ②鉄道事業者や高速道路事業者に対して、雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、「基本方針」及び「行動計画」を周知し、協力を要請する。
- ②事業者へのパンフレットの配布や訪問説明などによる P R を実施する。
- ②鉄道や高速道路事業者への流域対策の実績調査を実施する。

▼鉄道施設の雨水排水設備（平成 21 年 12 月）



場所：喜多見駅付近

▼高速道路の雨水排水設備（平成 21 年 12 月）



場所：宇奈根三丁目地先

図 2.6 鉄道の位置図

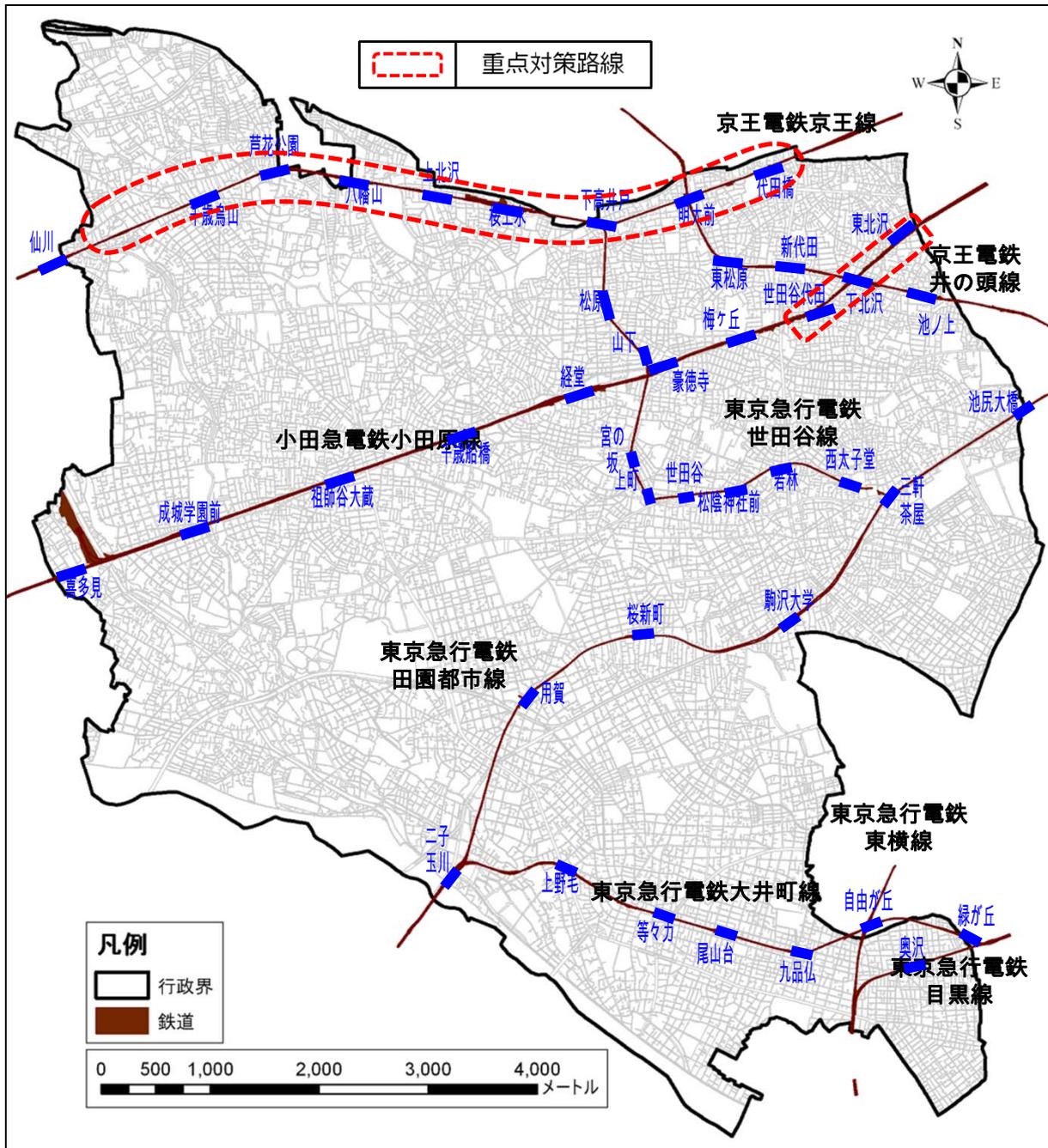
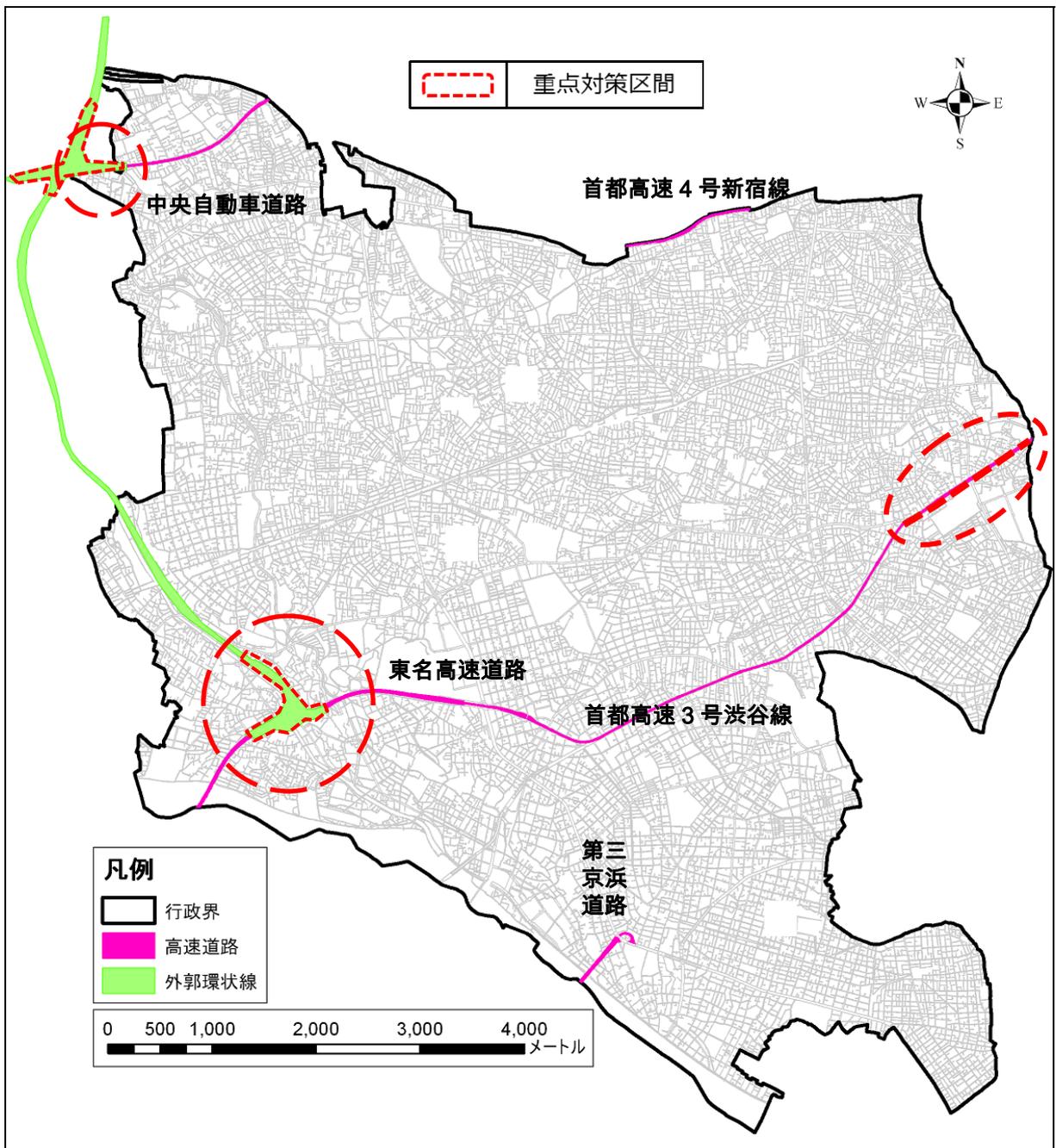


図 2.7 高速道路の位置図



(4) 民間施設における流域対策の強化

1) 大規模民間施設^{※1}における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 79,400 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①大規模民間施設における建築物の新築時、建替え時及び開発行為等において、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。
- ①「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。

※1 敷地又は区域面積が 500m² 以上の民間施設

2) 小規模民間施設^{※1}における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 13,500 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①小規模民間施設における建築物の新築時、建替え時等において、単位対策量 300 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。
- ①雨水タンクの設置を促進するために、「世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱」による助成制度の活用をPRする。
- ①屋上緑化を促進するために、「屋上緑化・壁面緑化助成」制度の活用をPRする。
- ①建築確認申請時や当区土木所管等との協議時におけるPRや区提案型協働事業を活用したPRを実施する。
- ①雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に示す提出書類の簡略化を図る。

※1 敷地又は区域面積が 500m² 未満の民間施設

3) 私道^{※1}における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 300 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①私道の新設や改修時等において、単位対策量 300 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。
- ①「私道整備助成」や「私道排水設備の助成」による私道の整備時において、雨水浸透施設の設置や透水性舗装による整備を促進する。

※1 開発行為の場合は大規模民間施設の基準による。

4) 既存住宅における流域対策の強化

【目標】

既存住宅において、雨水浸透施設や雨水タンクの設置を促進する。

【取組内容等】

- ①既存住宅における雨水浸透施設の設置助成を活用することにより、既存住宅における雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ②下水道整備にあわせた既存住宅への雨水浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①雨水浸透施設の設置における助成内容の拡充について検討を行う。
- ①「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」を改定する。
- ①上記の要綱に基づく雨水浸透施設の設置助成内容についてPRを行う。
- ①助成制度を見直すことにより、雨水浸透施設の設置を促進する。
- ②合流式下水道区域において、都が実施する下水道管渠の改築・更新にあわせて、雨水浸透施設の設置を促進する。
- ②分流式下水道区域において、都が実施する下水道雨水管の整備にあわせて、雨水浸透施設の設置を促進する。

(5) 雨水利用の促進

1) 雨水利用施設^{※1}の設置推進

【目標】

- ・ 公共、民間を問わず、大規模施設（敷地面積 500m² 以上）に対する雨水利用施設の設置推進・促進を目指す。

【取組内容等】

- ①公共施設における雨水利用施設の設置を推進する。
- ②民間大規模施設における雨水利用施設の設置促進に向けてPRを行う。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①小学校・中学校の新築や改築時において、雨水利用施設の設置を推進する。
- ①区庁舎の改築にあわせた雨水利用施設の設置を推進する。
- ①公共施設を新築する際には、雨水利用施設の設置を推進する。
- ②民間大規模施設における雨水利用施設の設置を促進するため、雨水利用施設の仕組み等を示したパンフレットを作成・配布する。

※1 雨水利用施設:雨水利用施設とは、建物の屋根などに降った雨を貯留槽等に貯めて、トイレの洗浄水や植栽への散水などに利用する施設であり、雨水タンクや貯留槽等があります。

2) 雨水タンクの設置促進

【目標】

- ・ 新築・既存を問わず雨水タンクの一層の設置を促進する。

【取組内容等】

- ①雨水タンクの助成内容や設置効果のPRにより、雨水タンクの設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①公共施設に設置した雨水タンクを活用して、区民や事業者等へPRを行う。
- ①雨水タンクの設置効果や助成内容について、区のホームページやパンフレット等を活用して、区民、住宅メーカー、不動産業者等へのPRを行う。
- ①雨水タンクの助成対象を見直し（要件の緩和等）、設置を促進する。
- ①区が管理する施設に更に雨水タンクを設置する。

2.2.3 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）を表 2.5 に示します。

表 2.5(1) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「流域対策」の強化	流域対策の基本的な考え方	雨水貯留浸透施設の新工法・新材料の調査・研究の実施並びに利用を促進・推進	レインステーションの施工実績や技術指導などにより実施					継続		→
		流域対策を促進するため、地下貯留浸透施設等の新工法・新技術を積極的に採用	地下貯留浸透施設等の整備					継続		→
		国、都、公共公益機関等に対して「基本方針」や「行動計画」を十分説明し、雨水貯留浸透施設の設置を促進		各関係機関に指導要綱の送付や説明				継続		→
		都へ雨水貯留浸透施設設置に関する補助の拡充や新たな補助制度の創設を要請	目黒川環境整備促進流域三区連絡会、城南五区下水道河川連絡会等を通じて要望活動を実施					継続		→
		雨水貯留浸透施設の設置実績等を管理・公表	流域対策のあらましにおいて平成21年度実績までHPで公表					継続		→
		区が管理する雨水貯留浸透施設について、点検・清掃等の適切な維持管理を実施	土木管理事務所で維持管理を実施					継続		→
		民間で設置した雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理を促進						新規		→
		国、都、公共公益機関及び民間の管理者へ雨水貯留浸透施設の点検・清掃等の適切な維持管理を要請						継続		→
		雨水貯留浸透施設の設置促進を図るためのチラシ・パンフレット等の作成・周知・PR	豪雨対策・指導要綱パンフレット、町会回覧用チラシを作成し周知・PRを実施					継続		→
		区のホームページや浸水被害が多い箇所への個別訪問などにより、流域対策のPRを実施	豪雨対策・指導要綱パンフレット、町会回覧用チラシを作成し周知・PRを実施					継続		→
		河川流域で関連市町村で構成する各協議会等で区の「基本方針」や「行動計画」を周知し、協力を要請						新規		→
区職員を対象とした流域対策についての研修の実施	総合街づくり研修において新人職員向けに毎年実施					継続		→		

表 2.5(2) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）				
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
「流域対策」の強化	区管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量(m ³)								
			実績	1,351	3,165	4,950	3,429				
			計画(後期)				1,300	1,300	1,300	1,300	
		累計	1,351	4,515	9,465	10,765	12,065	13,365	14,665	15,965	
		「新たな学校施設整備基本方針」に基づく教育施設の改築時には、雨水貯留浸透施設を設置	小学校13校、中学校5校で地下ピット、雨水貯留槽、浸透枘、浸透トレンチ、U字側溝、透水性舗装等の施設を設置							継続	→
		グラウンドの改修や雨水排水系統の大規模改修時には、雨水貯留浸透施設を設置	小学校13校、中学校5校で地下ピット、雨水貯留槽、浸透枘、浸透トレンチ、U字側溝、透水性舗装等の施設を設置							継続	→
		教育施設の新築、改築時には、校舎や体育館の屋根雨水の地下ピットへの貯留等についても検討	小学校6校、中学校2校で実施							継続	→
	雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討								継続	→	
	教育施設の新築、改築時には、屋上緑化についても検討	小学校10校、中学校5校で合計約4600m ² の屋上緑化を実施							継続	→	
	公園・広場等における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量(m ³)								
			実績	291	160	2,365	1,851				
			計画(後期)				938	1,038	1,038	1,038	1,038
		累計	291	451	2,816	3,754	4,792	5,830	6,868	7,906	
		「みどりのみずの行動計画」に基づく新たな公園整備時には、雨水貯留浸透施設を設置	北沢五丁目わかたけ公園	中町どんぐり緑地	(仮称)成城みつ池北緑地、(仮称)二子玉川公園					継続	→
公園・広場等の新設、改修時には、雨水貯留浸透施設を設置		成城1-23広場・玉川中町公園・太子堂やまも広場	野沢二丁目公園・三峰公園						継続	→	
公園・広場等について、遊水地としての活用も検討									継続	→	
雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討								継続	→		
既存の公園については、部分的な補修においても極力流域対策を実施								新規	→		

中田谷区豪雨対策後期行動計画（後期）

表 2.5(3) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)						
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度			
「流域対策」の強化	区管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量(m ³)										
			実績	148	105	296	218						
			計画(後期)				182	182	182	182			
			累計	148	253	549	731	913	1,095	1,277	1,459		
		事業所・住宅等の新築、改築時には、屋上緑化について検討	用賀複合施設、喜多見複合施設、代田区民センターで合計約200㎡の屋上緑化を実施。						継続				
		区民や事業者等へのPRをかねて、雨水タンクを設置	5基設置	21基設置					継続				
		道路における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量(m ³)									
	実績			1,845	3,293	1,691	1,226						
	計画(後期)						2,276	3,036	3,036	3,036	3,036		
	累計			1,845	5,138	6,829	9,105	12,141	15,177	18,213	21,249		
	区が施工する道路新設工事、道路改良工事及び道路維持工事にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進		流域対策の実施						継続				
	地下埋設物(上下水道、ガス、電気等)の新設や改修時にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進		区の指導により実施						継続				
	下水道管の改築・更新、下水道雨水管の整備及び暫定分流解消工事等にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進		流域対策の実施						継続				
	雨水貯留工法等による新工法を積極的に採用		157m ³ 実施	365m ³ 実施				拡充					
世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、単位対策量を従来の300m ³ /haから400m ³ /haに引き上げて流域対策を実施							新規						

世田谷区豪雨対策後期行動計画(後期)

表 2.5(4) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）				
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
「流域対策」の強化	国、都、公共公益機関における流域対策の強化	流域対策の実施を要請	対策量(m)								
			実績	1,108	1,970	434	484				
			計画(後期)				1,171	1,671	1,671	1,671	1,671
		累計	1,108	3,078	3,512	4,683	6,354	8,025	9,696	11,367	
		国、都が管理する教育施設の新築、増改築時及びグラウンドの改修時には、雨水貯留浸透施設の設置を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR						継続		
		国、都が管理する教育施設の新築、改築時には、屋上緑化を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR						継続		
		都が管理する公園の改修時には、雨水貯留浸透施設の設置や遊水地としての活用を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR						継続		
		国道や都道の新設、改修時には、雨水貯留浸透施設の設置を要請	指導要綱の周知						継続		
	雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR						継続			
	都が管理する大規模な公園・広場等における流域対策の実施を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR						継続			
	国道、都道において、単位対策量を引き上げた流域対策の実施を要請							新規			
	公共公益機関の管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施を要請	対策量(m)								
			実績	301	0	0	1,284				
			計画(後期)				100	100	100	100	100
		累計	301	301	301	401	501	601	701	801	
公共公益施設の新築、改築時には、屋上緑化を要請		世田谷区みどりの基本条例に基づき要請						継続			
雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請							継続				
都営住宅等を区へ移管する場合には、耐震診断と合わせて雨水貯留浸透施設の設置を要請							継続				

世田谷区豪雨対策後期行動計画（後期）

表 2.5(5) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)					
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		
「流域対策」の強化	公共公益機関の流域対策の強化	流域対策の実施を要請	対策量(m ³)									
			実績	0	0	0	0					
			計画(後期)					435	435	435	435	
		累計	0	0	0	0	435	870	1,305	1,740		
		鉄道や高速道路の地下空間を利用した雨水貯留浸透施設の設置について検討を要請						継続				
		区内の鉄道事業者、高速道路事業者及び関連部署への流域対策実施を要請						新規				
		京王電鉄京王線や小田急電鉄小田急線の下北沢工区において、駅や関連施設(上部利用)等の整備時における流域対策の実施を要請						新規				
		外環中央JCT及び外環東名JCTの区域(周辺含む)及び首都高速3号渋谷線(三軒茶屋交差点~池尻大橋)において、建設時における流域対策の実施を要請						新規				
	鉄道事業者や高速道路事業者に対して、雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、「基本方針」及び「行動計画」を周知し、協力を要請			指導要綱の配布・説明	雨水貯留浸透施設の整備		継続					
	事業者へのパンフレットの配布や訪問説明などによるPRを実施			指導要綱の配布・説明			継続					
	鉄道や高速道路事業者への流域対策の実績調査を実施						新規					
	民間施設における流域対策強化	大規模施設における流域対策強化	流域対策の実施を推進	対策量(m ³)								
				実績	12,739	9,025	8,007	9,004				
				計画(後期)				9,924	9,924	9,924	9,924	
		累計	12,739	21,764	29,771	39,695	49,619	59,543	69,467	79,391		
「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設を設置		工事第一課・工事第二課で指導を実施					継続					
「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導		工事第一課・工事第二課で指導を実施					継続					
「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	工事第一課・工事第二課で指導を実施					継続						

表 2.5(6) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）					
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		
「流域対策」の強化	民間施設における流域対策の強化	流域対策の実施を推進	対策量(m ³)									
			実績	850	1,290	1,717	594					
			計画(後期)				1,317	2,067	2,817	3,567	4,317	
			累計	850	2,140	3,857	5,174	7,241	10,058	13,625	17,942	
			「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設を設置	工事第一課・工事第二課で指導を実施				継続				
			「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	工事第一課・工事第二課で指導を実施				継続				
			雨水タンクの設置を促進するために、「世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱」による助成制度の活用をPR	広報、HP、ポスター等でPR				継続				
			屋上緑化を促進するために、「屋上緑化・壁面緑化助成」制度の活用をPR	区のお知らせ、HPへの掲載や各種イベントの実施時に案内等を配布してPR				継続				
			建築確認申請時や当区土木所管等との協議時におけるPRや区提案型協働事業を活用したPRを実施					新規				
			雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に示す提出書類を簡略化					新規				
			私道における流域対策の強化	流域対策の実施を推進	対策量(m ³)							
		実績			52	27	14	13				
		計画(後期)						31	31	31	31	31
		累計			52	79	93	124	155	186	217	248
	「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	雨水貯留浸透施設の指導				継続						
	「私道整備助成」や「私道排水設備の助成」による私道の整備時において、雨水浸透施設の設置や透水性舗装による整備を促進	雨水浸透施設や透水性舗装の整備				継続						

世田谷区豪雨対策後期行動計画（後期）

表 2.5(7) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)						
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度			
「流域対策」の強化	民間施設における流域対策の強化	助成制度を活用した雨水浸透施設の設置促進	設置基数(基)										
			実績	240	175	295	191						
			計画(後期)				300	300	310	320	330		
			累計	240	415	710	1,010	1,310	1,620	1,940	2,270		
		雨水浸透施設の設置における助成内容の拡充について検討		要綱の改定					継続	→			
		「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」を改定		要綱の改定				要綱改訂	継続	→			
		「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」に基づく雨水浸透施設の設置助成内容についてPR	PRの実施						継続	→			
		助成制度を見直すことにより、雨水浸透施設の設置を促進							新規	→			
		合流式下水道区域において、都が実施する下水道管渠の改築・更新にあわせて雨水浸透施設の設置を促進	雨水貯留浸透施設のPR						継続	→			
		分流式下水道区域において、都が実施する下水道雨水管の整備にあわせて雨水浸透施設の設置を促進	雨水貯留浸透施設のPR						継続	→			
	雨水利用施設の設置推進	小学校・中学校の新築や改築時において、雨水利用施設の設置を推進	小学校6校、中学校2校で雨水をトイレの洗浄水として利用						継続	→			
		区庁舎の改築にあわせた雨水利用施設の設置を推進							継続	→			
		公共施設を新築する際には、雨水利用施設の設置を推進	代田区民センターで実施						継続	→			
		民間大規模施設における雨水利用施設の設置を促進するため、雨水利用施設の仕組み等を示したパンフレットを作成・配布	パンフレットの配布						継続	→			
		雨水タンクの設置促進	助成制度を活用した雨水タンクの設置促進	設置基数(基)									
				実績	35	100	65	58					
	計画(後期)						75	75	80	85	90		
	累計		35	135	200	275	350	430	515	605			
	公共施設に設置した雨水タンクを活用して、区民や事業者等へPR		PR用雨水タンクの設置						継続	→			
	雨水タンクの設置効果や助成内容について区のホームページやパンフレット等を活用して、区民、住宅メーカー、不動産業者等へPR		PRの実施						継続	→			
雨水タンクの助成対象を見直し(要件の緩和)、設置を促進							新規	→					
区が管理する施設に更に雨水タンクを設置							新規	→					

世田谷区雨水対策後期行動計画(後期)